

令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員について

募集定員数合計 231人 (募集定員の上限 231人)

○ 各臨床研修病院の内訳

No.	病院名	募集定員
1	仙台医療センター	19人
2	東北労災病院	10人
3	仙台市立病院	17人
4	坂総合病院	13人
5	東北大学病院	38人
6	東北医科薬科大学病院	34人
7	大崎市民病院	19人
8	石巻赤十字病院	14人
9	総合南東北病院	3人
10	JCHO仙台病院	8人
11	仙台徳洲会病院	5人
12	仙台厚生病院	10人
13	気仙沼市立病院	6人
14	みやぎ県南中核病院	9人
15	仙台赤十字病院	6人
16	仙台オープン病院	6人
17	東北公済病院	6人
18	栗原市立栗原中央病院	6人
19	登米市立登米市民病院	2人
計		231人

※東北大学病院については、左記のほか  
基礎研究医プログラム募集定員2人

※各病院の意向及び募集定員の  
上限等を考慮したもの。  
なお、過去の実績及び対前年度  
増減数については参考資料参照。

【参考】国から示された宮城県の募集定員の上限

研修開始年度 (マッチング年度)	R4 (R3)
	231人

<参考>これまでの推移

R3 (R2)	R2 (R1)	H31 (H30)
242人	216人	203人

※東北医科薬科大学医学部開設に伴い、本県では  
段階的に募集定員が増加している状況。

(内訳)

- |  |            |
|--|------------|
| ① 基本となる数 (人口又は医学部入学定員に応じた配分)                                     | 183人       |
| ② 地域枠 (奨学金貸与者数に基づく配分)  | 21人        |
| ③ 地理的条件等に加算 (面積、離島人口、医師偏在状況等に応じた配分)<br>(うち、医師少数区域の人口によって加算された配分) | 33人<br>19人 |
| ④ 激変緩和措置 (前年度の採用数保障のための調整)                                       | ▲ 8人       |
| ⑤ 募集定員上限の追加  | 2人         |

## 根拠通知

（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和2年3月30日一部改正）厚生労働省医政局長通知より一部抜粋）

### 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

#### 【募集定員関係】

#### 23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。（中略）

#### (2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の实情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定すること。

（中略）

#### (3) 都道府県における病院ごとの募集定員の算定方法

(2)の定員の算定方法は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）施行前に、国において採用していた次の算定方法を参酌の上、定めること。

#### 24 募集定員の通知

- (1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。
- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるにあたっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。

#### 【基礎研究医プログラム関係】

#### 5 臨床研修病院の指定の基準

#### (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ク) 過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）は、次の手続きを行うことを条件に、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（以下「基礎研究医プログラム」という。）を設けることができること。

- ⑥ 都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の4月30日までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。